

マイクロデータ活用 のための新たな法制度と 統計センターの取組

新・統計法の施行

統計法（平成19年法律第53号）

- 平成19年5月 公布
- 平成19年10月 統計委員会の設置など、一部先行施行
- 平成21年4月 全面施行

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ

- ① 公的統計の体系的・計画的整備の推進
- ② **統計データの有効利用の促進**
- ③ 統計調査の対象者の秘密保護の強化
- ④ 統計委員会の設置

統計データの有効利用に関する規定

旧法

第15条第2項

第15条の2第2項

いわゆる
目的外使用

※例外的・運用的に行われてきた、
いわゆる調査票の目的外使用の枠
組みが法制度として明確化

新法

第32条 調査票情報の二次利用

※調査実施者による統計の作成等を目的とした利用

第33条 調査票情報の提供

※調査実施者以外の行政機関等その他これに準ずる者による
統計の作成等を目的とした利用

※それらと同等の公益性を有する統計の作成等

- ・行政機関等との共同研究に係る統計の作成等
- ・行政機関等からの公募の補助による統計の作成等
- ・行政機関等が政策の企画立案等に有用と認める統計の作成等

新
設

第34条 委託による統計の作成等(オーダーメイド集計)

- ・学術研究の発展に資すると行政機関の長が認める場合
- ・その他(教育目的)

第36条 匿名データの提供

- ・学術研究の発展に資すると行政機関の長が認める場合
- ・その他(教育目的)

統計センターにおける公的統計の二次利用基盤(概念図)

